

鏡石町農業委員会定例総会議事録

令和7年4月16日 鏡石町農業委員会第21回定例総会は、鏡石町勤労青少年ホーム会議室に招集された。

記

- 1 招集告示 令和7年 4月 9日 (水)
- 2 会 期 令和7年 4月16日 (水) 1日間
- 3 開閉の日時
開 会 令和7年 4月16日 (水) 午後3時57分
閉 会 令和7年 4月16日 (水) 午後4時28分

4 会議場所 鏡石町勤労青少年ホーム会議室

5 招集委員

農業委員

- | | |
|------------|------------|
| 1番 大塚 光 法君 | 2番 根本 竜太郎君 |
| 3番 鵜沼 雅子君 | 4番 藤島 真理子君 |
| 5番 白澤 正君 | 6番 稲田 貴夫君 |
| 7番 面川 祐吉君 | 8番 円谷 一男君 |
| 9番 菊地 榮助君 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|------------|------------|
| 2番 大河原 雄二君 | 4番 小貫 剛君 |
| 6番 稲田 孝君 | 11番 根本 春美君 |

6 出席委員

農業委員

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 大塚 光 法君 | 3番 鵜沼 雅子君 |
| 4番 藤島 真理子君 | 5番 白澤 正君 |
| 6番 稲田 貴夫君 | 7番 面川 祐吉君 |
| 8番 円谷 一男君 | 9番 菊地 榮助君 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|------------|------------|
| 2番 大河原 雄二君 | 4番 小貫 剛君 |
| 6番 稲田 孝君 | 11番 根本 春美君 |

7 欠席委員

農業委員

- 2番 根本 竜太郎君

農地利用最適化推進委員

- 6番 稲田 孝君

8 職務のため会場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 佐藤 喜伸 主事 小田 川翼

9 会議に付した事件

- 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 2 号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
議案第 3 号 現況確認証明申請について
報告第 1 号 令和 7 年度農業委員会最適化活動目標の設定について
報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

開会 午後 3 時 5 7 分

事務局

定刻より少し早いですが、ただいまから第 2 1 回鏡石町農業委員会定例総会を開催いたします。

今年度初めての総会になります。4 月から農業委員会事務局長を承りました佐藤と言います。よろしくお願いいたします。また、昨年度に引き続き今年度も事務局は小田川が担当いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは会議に先立ち、会長よりごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

会長

皆さんこんにちは。だいぶ天候が悪いですが、農作業の方は播種をやっている最中ではありますが、この天候がどうなるか心配です。

今日はこの会議が終了後すぐ、観桜会がありますので皆様のご協力のもと総会を進めたいと思います。

本日は議案が 3 件、報告が 2 件という事で、皆様にご審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局

議事の進行については、鏡石町農業委員会会議規則によりまして、会長が議長を務めることになっております。

以降の議事の進行につきましては会長にお願いいたします。

議長

それでは、本日の会議を開きます。

欠席者については、「2 番 根本 竜太郎 委員」「6 番 稲田 孝 推進委員」であります。

議長

次に、本日の議事録署名委員でございますが、議長より指名することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がないようですので、議事録署名委員を議長より指名いたします。

「1 番 大塚 光法 委員」「3 番 鶴沼 雅子 委員」の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議長

それでは、議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局	<p>議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。</p> <p>申請件数は2件になります。</p> <p>番号1 笠石地区において田の3筆となっております。権利の種類につきましては所有権移転になります。申請事由については太陽光発電になります。農地区分は第2種農地、都市計画法の該当条項は市街化調整区域となります。</p> <p>番号2 新町地区において、畑の一部1筆です。権利の種類については使用貸借権になります。申請事由が仮設事務所になります。</p> <p>農地区分は第1種農地、都市計画法の該当条項は未線引き区域となっております。</p> <p>詳細な地番、位置図、意見書については記載のとおりでございます。</p> <p>以上で説明を終了します。</p>
議長	<p>議案第1号について説明が終わりました。</p> <p>ここで地元委員の意見を求めます。</p> <p>4番 小貫推進委員</p>
小貫推進委員	<p>議案第1号 番号1についての現地確認は、4月8日（火）私のほか、藤島委員と実施しました。</p> <p>申請人の代理人の行政書士と面会し、太陽光発電設備のための農地転用について、説明を受けました。</p> <p>現地は周辺で営農されているものの集団的に営農しておらず、また道路に面しており、この転用に係る農地への影響はないと判断しました。</p> <p>以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、11番 根本推進委員</p>
根本推進委員	<p>議案第1号 番号2についての現地確認は、4月8日（火）私のほか、根本委員と実施しました。</p> <p>申請人の部長様、主任様と面会し、遊水地事業による工事のため仮設事務所を建設するための一時転用について説明を受けました。</p> <p>現地は、道路や法面で隣接する農地と区切られており、周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入らせていただきます。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(質疑・意見なし)</p>
議長	<p>質疑・意見がないようですので、議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可適当と決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>

議長 挙手全員でございますので、議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可適当と決定しました。

議長 次に議案第2号 農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、ご説明いたします。
今回は1件でございます。
番号1 大池地区において2筆の田、一反部歩あたり8,000円の賃貸借権になります。設定期間は令和7年5月30日から令和17年12月31日の10年間になります。
詳細な地番、位置図については記載のとおりでございます。
事務局からの説明は以上でございます。

議長 議案第2号について、説明が終わりました。
それでは、質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・意見がないようですので議案第2号 農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、計画書に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第2号 農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定については、計画に賛成と決定しました。

議長 次に議案第3号 現況確認証明申請について、
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 現況確認証明申請についてご説明いたします。
今回、全部で2件の申請がございます。
番号1 久来石地区において、畑の1筆、田1筆となります。現況非農地の理由としまして、震災以降から耕作されておらず、草木が生い茂り原野化していった。現在は施設に入所しており、今後も耕作や維持管理が出来ず荒廃農地と化しているという事です。
番号2 蒲之沢地区において、畑の2筆となります。現況非農地の理由としましては、被相続人が生前に耕作するために売買したものの、本業が忙しくほとんど耕作できずにいた。その後、震災により更に耕作が出来ず放置され、現所有者が相続してからも耕作しておらず荒廃農地と化したものでございます。

事務局	<p>詳細な、地目、地番、位置図については記載のとおりでございます。 事務局からの説明は以上でございます。</p>
議長	<p>議案第3号について、説明が終わりました。 ここで地元委員より意見を求めます。 2番 大河原推進委員</p>
大河原推進委員	<p>議案第3号 番号1についての現地確認は、4月8日（火）私のほか、菊地会長、藤島委員、事務局の5名で実施しました。 久来石地区の畑については、耕作がされておらず雑木が生えていたものの、耕起等を行えば農地として利用できることを確認しました。 また、久来石の田については、山林化しており、農地として戻すのは困難であることを確認しました。 以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、6番 稲田委員</p>
稲田委員	<p>議案第3号 番号2についての現地確認は、4月8日（火）私のほか、白澤委員、稲田推進委員、事務局の5名で実施しました。 現地は、雑木が生えるなど、原野化や山林化しており、農地として戻すのは困難であることを確認しました。 以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入らせていただきます。 発言のある方は挙手願います。</p> <p>（質疑・意見なし）</p>
議長	<p>質疑・意見がないようですので、議案第3号 現況確認証明申請について、番号1の久来石地区の畑については不許可、久来石地区の田、及び番号2の農地については非農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議長	<p>挙手全員でございますので、議案第3号 現況確認証明申請については、番号1の久来石地区の畑については不許可、久来石地区の田、及び番号2の農地については非農地と判断することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、報告第1号 使用貸借契約解約通知書について、 を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第1号 使用貸借契約解約通知書について（阿武隈川上流遊水地群整備事業）についてご説明いたします。 提出案件は1件です。河原地区において田の1筆です。10aあたり無償の設定期間は2年間となっております。</p>

事務局 詳細な地番、面積、位置図については記載のとおりです。
事務局からは以上でございます。

議長 報告第1号について、説明が終わりました。
報告第1号について、報告のとおりこれを承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 御異議がないようですので、報告第1号 使用貸借契約解約通知書については、報告のとおりこれを承認することに決定しました。

議長 次に、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、ご説明いたします。2件の届出がございます。
番号1 東町において、田の1筆で、権利の種類は所有権移転になります。目的は宅地でございます。転用計画については、公共事業による移転のための住宅建設です。
番号2 東町において田の1筆。権利の種類は所有権移転になりまして、目的は宅地になります。転用計画については、公共事業による移転のための住宅建設です。
詳細な地番、面積、位置図については記載のとおりです。
事務局からは以上でございます。

議長 報告第2号について、説明が終わりました。
報告第2号について、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 御意見、御異議がないようですので、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、報告のとおりこれを承認することに決定いたしました。

議長 その他の件について、委員のみなさんから御発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 ないようですので、以上をもちまして、
鏡石町農業委員会第21回定例総会を閉会といたします。

閉会 午後 4 時 28 分

この会議録は、農業委員会事務局 主事 小田川 翼 が記録した物であるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名押印する

鏡石町農業委員会会長 印

署名委員 1 番 印

署名委員 3 番 印